

水再生プラザ発電施設等ばい煙測定業務 仕 様 書

1 業務内容

大気汚染防止法第 16 条の規定によって、本市水再生プラザに設置されているばい煙発生施設において、大気汚染防止法施行規則第 15 条で定める方法によってばい煙量を測定し、排出基準の適合状況の評価した報告書を作成する。

2 業務場所

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 札幌市北区麻生町 8 丁目 1 番 15 号 | 創成川水再生プラザ |
| (2) 石狩市花川東 1000 番地 | 茨戸水再生プラザ |
| (3) 札幌市白石区菊水元町 8 条 3 丁目 5 番 1 号 | 豊平川水再生プラザ |
| (4) 札幌市西区八軒 9 条西 7 丁目 1 番 65 号 | 新川水再生プラザ |
| (5) 札幌市手稲区手稲山口 265 番地 8 | 手稲水再生プラザ |

3 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 10 日まで

(1) 上期

契約締結日から令和 4 年 10 月 14 日まで

ただし、試料採取作業は令和 4 年 9 月 26 日までに終了させること。

(2) 下期

令和 4 年 10 月 15 日から令和 5 年 3 月 10 日まで

ただし、試料採取作業は令和 5 年 2 月 20 日までに終了させること。

4 業務量

(1) 対象施設及び測定回数

施設名	ばい煙発生施設の種類	施設数	測定回数（全施設合計）		
			上期	下期	計
創成川水再生プラザ	ディーゼル機関 （自家用発電機 1・2号）	2	2	2	4
茨戸水再生プラザ	本館ボイラー	1	0	1	1
豊平川水再生プラザ	ディーゼル機関 （自家用発電機 1・2号）	2	2	2	4
新川水再生プラザ	ガスタービン （自家用発電機）	1	1	1	2
手稲水再生プラザ	ディーゼル機関 （自家用発電機 1・2号）	2	2	2	4
合 計		8	7	8	15

(2) 測定項目（測定方法）

- ①硫黄酸化物量（JIS K0103（濃度）、Z8808（排出ガス量）に定める方法）
- ②ばいじん量（JIS Z8808 に定める方法）

③窒素酸化物量（JIS K0104 に定める方法）

※上記①～③のいずれも、温度、酸素濃度等、算出に必要な諸項目の数値測定を含む。

※硫酸酸化物量については、基準値算出のためのガス流量等必要な項目の数値測定を含む。

※煙突高さ等の算出に必要な各設備のデータについては、本市から提供する。

5 提出書類

(1) 着手時まで

① 業務代理人指定通知書 1部

② 業務代理人経歴書 1部



2枚割印（労働基準監督署印は不要）

※所定の様式があるので、本市業務担当者と打合せること。

(2) 各期試料採取作業開始前まで

試料採取日程表 1部

(3) 各期完了時

① 完了届 1部

※所定の様式があるので、本市業務担当者と打合せること。

② 報告書（下記6参照）

※構成等について、本市業務担当者と打合せること。

6 報告書の作成及び提出について

次により報告書を作成し、各期完了時に提出すること。

なお、報告書の書式・体裁については、事前に報告書案（数値部分など未確定部分は空白等で可）を本市業務担当職員に提出し、指示を受けること。

(1) 報告事項

ア 全対象施設の測定結果一覧表

測定年月日、施設名、対象施設の種類、使用燃料、基準酸素濃度、規制物質ごとの基準値及び測定濃度を一覧としたもの

イ 全対象施設の計量証明書

ウ 全対象施設の測定状況を示す写真

エ 排ガス組成、水分量、流速などの測定記録

オ 排ガス量計算記録及び各測定物質の濃度等測定記録

カ 硫酸酸化物量排出基準値及び燃料使用基準値の計算表

キ 大気汚染防止法に定めるばい煙等測定記録表

ク その他必要に応じて本市が求める資料等

(2) 報告書のとりまとめ方法と提出部数

ア 全対象施設を取りまとめたもの：1部

イ 測定対象の水再生プラザごとに取りまとめたもの：対象施設数×2部

ウ 電子ファイル（DVD 又は CD に記録したもの）：1式

アと同内容のものを電子ファイル（写真は JPEG ファイルとし、計量証明書は不要とする。）に取りまとめること。なお、電子ファイルについては、ウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

7 業務従事者等の配置及び職務

(1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。

また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に

応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

- (2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

8 契約金額の支払い

契約金額の支払いは総価契約の2回均等払いとし、それぞれの期間の業務完了検査を実施し合格の場合には、下記支払い内訳表のとおり請求をすることができる。

・支払い内訳表

回数	業務期間	支払金額
1回目	上期	契約金額の50%
2回目	下期	残額

9 留意事項

- (1) 受託後、ただちに業務担当職員から優先作業などの業務説明を受けること。
- (2) 対象設備については、ボイラー等、複数の設備が同一施設に設置されていることがあるので、測定対象設備をよく確認して試料採取等を行うこと。
- (3) 試料採取の日程調整等、該当水再生プラザとの必要な連絡調整は受託者が行うこと。各設備は、定期整備、計画停電等で稼働できないことも考えられるので、受注後すみやかに日程調整を行なうこと。該当水再生プラザと打合せ後、調整した作業日程を本市業務担当者に報告すること。
- (4) 環境に配慮した業務履行
受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。
- ア. 省資源・省エネルギーの推進
 - イ. 廃棄物の減量及びリサイクル
 - ウ. 環境汚染の危機管理の徹底
 - エ. 環境関係法令の遵守
 - オ. 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
 - カ. 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
 - キ. 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練
- (5) その他詳細については、本市業務担当職員の指示によること。